

○えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱

令和7年6月27日
えびの市告示第114号

（目的）

第1条 この告示は、市内における猫による住民トラブルを無くし、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的に地域猫活動等を行う者に対し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（公益財団法人どうぶつ基金がさくらねこ無料不妊手術事業に基づき発行する、飼い主不明猫等が不妊手術を無料で受けることができる券をいう。以下「チケット」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 所有又は占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- （2） 飼い主不明猫 特定の飼い主がなく、特定の地域に住み着いている猫をいう。
- （3） 地域猫 特定の飼い主はいないが、その猫が住み着く地域の複数の住民の協力によって、給餌給水等の世話や管理をされている猫をいう。
- （4） 地域猫活動 市民又はボランティア団体等が、地域住民の理解と協力を得た上で、地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5） 不妊手術 猫に対する不妊又は去勢手術をいう。
- （6） 多頭飼育崩壊 多数の飼い猫を飼育した飼い主が、当該飼い猫の飼育が不可能となることをいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人又は市内で活動する団体（市内に住所を有する者が1人以上属する団体に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 地域猫活動を行うことができるもの
- （2） 多頭飼育崩壊の状況にある猫に不妊手術を行うことができるもの（多頭飼育を行っている本人並びにその同居人又はそれらの者が構成員として属する団体は除く。）

（交付の対象となる猫）

第4条 チケットの交付の対象となる猫（以下「交付対象猫」という。）は、市内に生息する猫であって、次の各号のいずれかに該当する猫とする。

- （1） 地域猫として管理されている猫

(2) 飼い主不明猫（里親に出す予定の飼い主不明猫及び飼い猫となる予定の飼い主不明猫を除く。）

(3) 飼い猫（公益財団法人どうぶつ基金が実施する多頭飼育救済支援により救済が必要と認められた多頭飼育崩壊の状況にある飼い猫に限る。）

(4) その他市長がチケットの交付を必要と認めた猫
(チケットの交付の申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊手術の実施の前に、えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第1号別紙）

(2) 団体の規約及び団体員の名簿並びに団体の活動実績（申請者が団体である場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認めた書類
(チケットの交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上でチケット交付の可否を決定し、えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(活動報告)

第7条 前条の規定によりチケットの交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、不妊手術を終了したときは、速やかにえびの市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（別記様式第3号）により市長に報告しなければならない。

2 交付決定者がチケットを利用しなかったときは、速やかにこれを市に返却しなければならない。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定によるチケットの交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既にチケットが交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) この告示の規定及びその他の法令並びにチケットの交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) この告示の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他チケットの利用が著しく不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を取り消すときは、えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消及びチケット返還通知書（別記様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(免責)

第9条 市は、市が交付したチケットの利用等に関連して生じた事故、係争等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、チケットの交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

[別紙参照]

誓約書

[別紙参照]

様式第2号（第6条関係）

えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

様式第3号（第7条関係）

えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

[別紙参照]

様式第4号（第8条関係）

えびの市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消及びチケット返還通知書

[別紙参照]